

R8.3 改定

# 安城市

## ボランティアセンター 団体登録の手引き

### 問い合わせ先

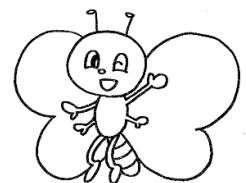
安城市ボランティアセンター（安城市社会福祉協議会内）

電話 (0566) 77-2945

FAX (0566) 73-0437

メール [syakyovola@syakyo.city.anjo.aichi.jp](mailto:syakyovola@syakyo.city.anjo.aichi.jp)

ボランティア相談日：毎週火から土曜日まで  
午前9時～正午  
午後1時～5時

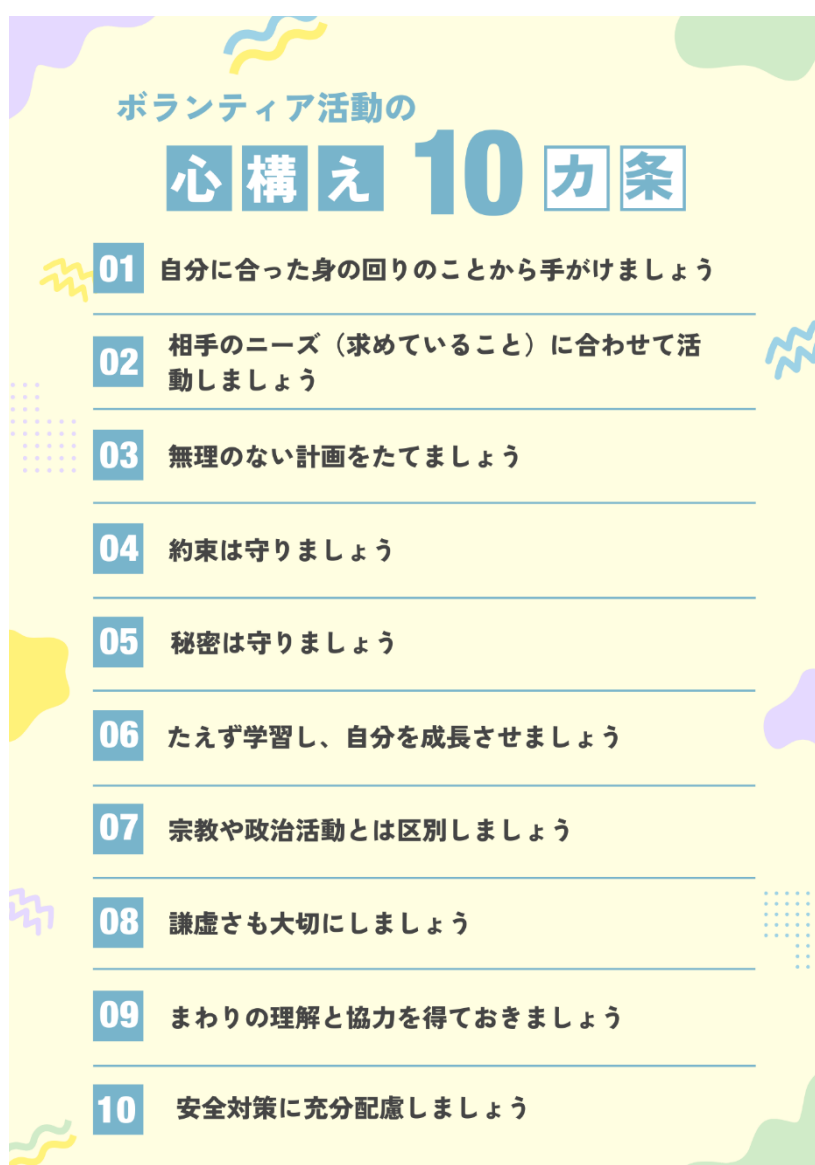


# ボランティアとは？

“ボランティア”は英語の volunteer に由来します。その語幹 vol は、ラテン語の vola（ウォロ）を起源とし、その意味は、「～を欲する」「喜んで～する」です。

「個人の自発的な意志」から始まるボランティア活動には、決まったかたちはありません。いつでも自分のできることから”参加”することができます。

ボランティア活動は、地域社会をより良くしていくことに役に立つとともに、活動する自分自身も豊かにしてくれる力を持っています。ボランティアは、決して特別なことではなく、「いつでも」「どこでも」「誰でも」できる活動です。



参考：愛知県社会福祉協議会ボランティアセンター

# ボランティアセンターとは？

ボランティア活動に参加したい方の相談、ボランティアの協力（派遣）を希望する方や機関との連絡調整をはじめ、ボランティア活動者の育成、福祉教育の推進、ボランティア活動の啓発などを行っています。

## 目次

### I ボランティア登録について

- |         |      |
|---------|------|
| 1 登録の種類 | ・・・3 |
| 2 登録手続き | ・・・3 |

### II 支援内容について

- |                   |      |
|-------------------|------|
| 1 ボランティア保険への加入    | ・・・4 |
| 2 ボランティアに関する情報の提供 | ・・・4 |
| 3 情報発信の支援         | ・・・4 |
| 4 会場利用の支援         | ・・・5 |
| 5 印刷機材の使用・印刷用紙の支給 | ・・・6 |
| 6 助成金のご案内         | ・・・7 |
| 7 備品の貸し出し一覧       | ・・・7 |

### III 資料

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| 1 ボランティア保険のご案内       | ・・・8     |
| 2 安城市ボランティア連絡協議会のご紹介 | ・・・9     |
| 3 安城市民活動センター         | ・・・10.11 |

# I ボランティア登録について

安城市内でボランティア活動を行う団体（3人以上）は、ボランティアセンターに登録できます。登録により、ボランティアセンターの支援の対象となります。登録は年度登録制です。継続して登録される場合は年度末に更新が必要です。

## 1 登録の種類

活動形態により、「A型」「B型」「C型」の3種類があります。

種類	活動形態	登録証
A型	ボランティア活動を主とした団体	ピンク
B型	主な活動はボランティア以外で、ボランティアも行う	水色
C型	NPO 法人など	

※会員の自己研鑽のための福祉の学習活動や、固定された会員同士のみの助け合い活動（＝互助活動）は、ボランティア活動とはみなしません。

## 2 登録手続き

### (1) 新規・更新登録に必要な書類

登録を希望する団体は、ボランティアセンターに次の書類を提出し、申請を行ってください。

更新登録については、市民活動センターへの申請をボランティアセンターで同時に行うことができます。それぞれで提出書類が一部違いますので、確認のうえ提出してください。新規登録は、それぞれに申請書を提出してください。

※必ず9～10ページの内容を確認した上で申請してください。

必要書類	ボランティアセンター		市民活動センター	
	新規	更新	新規	更新
① 団体登録申請書	○	○	○	○※
② 会員名簿	○	○※	○	○※
③ 規約・会則	△	△※	○	○※
④ 前年度活動実績	△	○	△	○
⑤ 前年度決算書	△	△	×	×

○必須 △あれば添付 ×不要 ※変更がある場合のみ

(注1) 市民活動センターでは、登録更新手続きを Google フォームで行います。内容の変更は「市民活動情報サイト わくセンネット」より入力をお願いします。

### (2) 登録証の発行

登録手続きが完了すると、各団体に登録証（2枚）を発行します。会場利用時に提示が必要となります。有効期限は、翌年度の6月30日までです。

### (3) 登録の変更

登録内容に変更があった場合は、随時ご連絡ください。連絡がない場合は、ボランティア保険で補償されない可能性があります。

## Ⅱ 支援内容について

### 1 ボランティア保険への加入

ボランティア活動中の事故に備えるために、ボランティア保険への加入をおすすめしています。7ページの「ボランティア保険のご案内」を参照してください。

### 2 ボランティアに関する情報の提供

ボランティアや福祉に関する研修・イベントの情報をお送りします。情報提供希望の団体はお申し出ください。

### 3 情報発信の支援

登録団体が行うボランティア活動の情報発信をお手伝いします。

#### (1) ボランティア情報コーナー

社会福祉会館2階に、登録団体が利用できる掲示板やラックを設置しています。団体のPRや会員募集、イベントなどの案内を掲示できます。

※ 掲示物には、団体名と連絡先を必ず記載し、ボランティアセンターに提出して下さい。

#### (2) 安城市ボランティアセンターウェブサイト

安城市社会福祉協議会のウェブサイト上で、登録団体の紹介を行っています。



#### (3) ボランティアの窓／安城市ボランティア連絡協議会

安城市ボランティアセンターおよびボランティア連絡協議会に登録されているボランティアグループの活動を紹介しています。



#### (4) 安城市ボランティアセンター公式LINE

ボランティアセンターから、講座開催の案内や各種情報をお知らせします。



#### (5) 市内の企業等へ周知・案内

ボランティア情報を求めている企業等へ、団体紹介や、団体が行うイベントや研修会などを案内します。企業等へ案内を希望する場合は、ボランティアセンターにお申し出ください。

## 安城市ボランティアセンター登録団体LINEアカウントを作成しました！

令和7年度から、安城市ボランティアセンター登録団体LINEアカウントを作成しました。メールや郵送以外でボランティアセンターとの連絡手段として、登録を推奨しています。登録方法についてはチラシまたは窓口でご案内します。

## 4 会場利用の支援

### (1) ボランティア室及び貸し部屋の利用

#### ・ボランティア室の利用

社会福社会館および各福祉センターのボランティア室を**無料**で利用できます。詳しくは下記の表をご確認ください。

ボランティア室は共有で使用する部屋のため、占有はできません。団体の定例会等は、原則貸し部屋をご利用ください。

#### ・貸し部屋の利用

貸し部屋の予約の際には、利用する施設の窓口でボランティア団体登録証の提示が必要です。

施設名	電話番号	ボランティア室の有無	貸し部屋の福祉利用 (3か月前より予約可)	
			A型	B・C型
社会福社会館	77-2945	あり	○  利用目的により有料になる場合があります。	ボランティアセンターへの事前連絡が必要です ※2
総合福祉センター※1 (団体共用室)	77-7888			
北部福祉センター	97-5000			
西部福祉センター	72-6616			
作野福祉センター	72-7570			
桜井福祉センター	99-7365			
安祥福祉センター	73-5757	なし		
中部福祉センター	76-0090			
明祥プラザ	92-3641			

※1 総合福祉センター多目的ホールは**有料**で6か月前より予約可能です。

#### ※2 B・C型団体の貸し部屋利用について

B・C型団体がボランティア活動を行う場合は、その活動の準備として**2回まで無料**で利用できます。ただし、**事前にボランティアセンターへの連絡が必要です。(当日の申請では対応できない場合があります。)**

※ボランティア活動日以前の部屋利用に適用されます。

※1回につき、1部屋1枠（午前・午後・夜間）の利用ができます。

例：同日同時間帯で2部屋利用する場合は2枠とカウント

#### 《利用手続きの流れ》

- ① 利用する施設へ空き状況を確認し、仮予約する。
- ② ボランティアセンターへボランティア活動日、活動場所、活動内容と利用日を連絡する。
- ③ ボランティアセンターが貸し部屋福祉団体利用証明を発行する。
- ④ 証明書を持って利用する施設で予約・申請をする。

## 5 印刷機材の使用・印刷用紙の支給

ボランティア活動に必要な印刷物は、社会福社会館および各福祉センターのコピー機と印刷機を使用できます（利用する施設の窓口でボランティア登録証の提示が必要です）。印刷物が大量になる場合は、社会福社会館をご利用ください。

社会福社会館では、下記の機材が使用できます。

※注意 ボランティア活動以外のための機材使用はできません。  
また、カラー紙の使用目的はチラシ用に限ります。会員のみで使う資料（総会資料）を印刷する場合は、用紙をお持ちください。

機 材	利 用 料 金
大型プリンター	A1 サイズ 500 円／枚
ラミネーター	A4 サイズ 10 円／枚、A3 サイズ 20 円／枚
製本機	製本の厚さの計が 10cm 以内の場合 1 冊 100 円、 10cm 以上の場合 5cm 毎に 50 円加算
パソコン (ボランティア室)	無料
裁断機	

場 所	コピー機	印刷機	用紙の支給	
			カラー紙 (チラシ用)	コピー用紙(白)
社会福社会館	無 料 ※ <u>40枚以上</u> の印刷をするときは、印刷機を使ってください。 ※モノクロ印刷のみ。		A 型団体のみ無料。	ボランティア連絡協議会 (P.9 参照) 加入団体のみ無料。使用目的の内容は問いません。
総合福祉センター 北部福祉センター 西部福祉センター 作野福祉センター 桜井福祉センター 安祥福祉センター 中部福祉センター 明祥プラザ				×

## 6 助成金のご案内

社協ウェブサイト →→  
助成案内ページ



### (1) ボランティア研修参加費助成金

ボランティアセンターに登録した活動内容に直結し、技術や知識の向上が期待できる講習会、研修会などにかかる経費を1人につき年間20,000円、1団体につき年間50,000円を限度として助成します。

※資格取得にかかる研修会及び講習会は対象外となります。

※B・C型登録団体については、内容によって認める場合があります。

### (2) ボランティア活動活性化応援助成金

団体の活動の活性化を図るため、講習会、勉強会の開催、広報活動などに対して助成します。

※助成内容は変更になる場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。

### (3) ボランティア活動備品費等購入助成金

団体の活動に必要な備品などの購入や修繕費用に対して助成します。

※助成内容は変更になる場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。

### (4) 被災地ボランティア活動事業補助金

災害が発生した地域で安城市民が行う

災害救援活動、復興支援活動及び被災地の復興につながる交流活動の費用に対して補助します。この補助金は安城市民のみ利用できます。

被災地ボランティア活動事業  
補助金案内ウェブサイト →→



### (5) その他の助成金

愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターにも各種助成金・補助金の案内が掲載されています。

## 7 備品の貸し出し一覧

貸し出しを希望される場合は、窓口で申請手続きが必要です。

アイマスク（福祉学習用）	イヤーマフ（福祉学習用）	小型点字器（福祉学習用）
高齢者疑似体験セット（福祉学習用）	段差モデル（福祉学習用）	聴覚障害者用磁気ループ
メッシュベスト（ボランティアロゴ入り） ※返却時要洗濯	ウィンドブレーカー（ボランティアロゴ入り） ※返却時要洗濯	名札 ※返却時要洗濯
小型拡声器	クリップボード	腕章
大型紙芝居舞台	ポッチャセット	

## 令和 8 年度ボランティア保険のご案内

ボランティア活動中の事故に備えるために、ボランティア保険があります。安心して活動を行えるよう、自分に必要な保険を選択し、加入することをおすすめします。

### ボランティア活動保険

ボランティア活動中に、ボランティア本人がケガをした場合、ボランティアの方々が他人に損害を与えたことにより損害賠償事故が発生した場合を補償します。

- ・事前にボランティアセンターへ届け出た活動が対象です。
- ・通常の経路により住居を出発してから住居に到着するまでの往復途上の事故を含みます。
- ・天災タイプにご加入の場合、地震などの天災によるケガも補償します。

プラン	掛け金	補償内容					賠償 対物・対人 人格権侵害
		傷害				通院 (日額)	
		死亡・ 後遺障害	入院 (日額)	手術	入院中の手術 は入院日額の 10倍、それ以 外は5倍		
A	基本 天災	250円 400円	620万円	4,400円	入院中の手術 は入院日額の 10倍、それ以 外は5倍	2,800円	5億円 免責なし
B	基本 天災	300円 500円	840万円	5,400円		3,200円	
補償 充実	基本 天災	500円 800円	1,230万円	8,400円		5,800円	

※基本から天災へ変更する場合は、差額の支払いで変更できます。

### ボランティア行事用保険

福祉やボランティアなどを目的とする団体等が主催する行事に参加中に、行事参加者が偶然な事故でケガをした場合、行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合を補償します。

- ・日帰・宿泊・行事内容により掛け金が異なり、日帰行事は1日20人以上の掛金から加入できます。
- ・日帰行事は、主催者側が参加者を名簿で把握できている活動が対象です。(現地集合行事を除く)
- ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によって身体障害を被った場合も補償します。
- ・行事用保険の手続きは、原則行事開催日の2週間前までに完了してください。

プラン	掛け金	補償内容					
		傷害補償				賠償責任補償	
		死亡・ 後遺障害	入院 (日額)	手術	通院 (日額)	対人	対物
日帰 現地 集合 宿泊	1日1人 30円～	315 万円	3,300 円	入院中の手術 は入院日額の 10倍、それ 以外は5倍	2,200 円	1名1事故 2億円	1事故 1,000 万円

### その他の保険

**福祉ふれあい活動総合補償**…在宅福祉、移送サービス等を行う団体向け損害保険です。  
**安城市ふれあい補償制度**…安城市民対象の市民活動、ボランティアに関する制度です。

活動中に事故が起きた場合や、保険に関するお問い合わせは・・・

安城市ボランティアセンター (安城市社会福祉協議会内) TEL 0566-77-2945



# 安城市ボランティア 連絡協議会のご紹介

助成制度  
あり

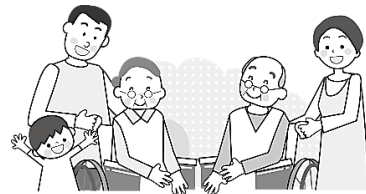
情報  
共有・交流

年会費  
200円/人

**私たちの仲間になってください！**

わたしたち安城市ボランティア連絡協議会は、ボランティア自身が運営し、ボランティアの活動を応援する団体です。1987年に発足し、本年度40周年を迎えます。現在26グループが加盟し、会員数約300名で構成されています。社会福祉協議会のご協力とご支援を受け、各分野で主体的な活動を展開しています。

みんなで一緒に考えてボランティア活動を盛り上げていきたいと考えます。ぜひ、一緒に活動しましょう。



## 【どんなことをしているの?】

### ■ 情報共有と交流

グループの活動を広報し、他のグループの活動を知り、グループ同士で協力することができます。また、行政と情報交換する窓口にもなります。

毎月第3土曜の午前中に代表者会議を開き、連絡や報告など意見交換をします。

### ■ 活動助成制度

- ・年間3万円を上限とする活動支援助成金が活用できます。(加入後1年経過後)
- ・コピー用紙(A4・A3用紙)が利用できます。
- ・機材(プロジェクター・ラミネーターなど)を貸し出します。
- ・活動資金助成、講師謝礼品補助などの活動補助制度が利用できます。

### ■ 「ボラ連勉強会」開催

勉強会で専門知識を学び、地域福祉に役立てます。

2025年度 障害者差別解消法 ・ あんじょう丸ごと特殊詐欺ストップ!

### ■ 「ボランティアのつどい」開催

ボランティアのリフレッシュと、地域の仲間と交流するための「ボランティアのつどい」を開催します。(2022年度 駒立ぶどう狩り、2023年度 デンパークソーセージ作り、2024年度 知多半島いちご狩り、2025年度 豊田市防災学習センター見学)

### ■ 「安城市福祉まつり」参加

活動の成果をパネル展示します。

【お問合せ】 安城市ボランティアセンター (安城市社会福祉協議会内)

# 安城市民活動センター

市民活動のサポート拠点「安城市民活動センター」は、「わくわくセンター」という愛称で呼ばれています。市民の方が気軽にボランティア活動に参加するきっかけづくりや、活動のネットワークを作る場としてみなさまにご利用いただいています。



## 活動のサポート

- ・ 打合せや講座が可能なスペースがあります。
- ・ チラシや会報の作成ができる印刷機などの便利な機器が揃っています。
- ・ 市民活動のための資料作成などに利用できるパソコンコーナーがあります



## 情報の収集・発信

- ・ インターネットを利用して、市民活動の情報収集ができます。
- ・ 団体の活動内容やイベント開催の情報を発信、収集ができます。
- ・ 定期刊行物、活動に関する書籍、パンフレットが閲覧できます。

## 活動の相談

- ・ ボランティアをしたい人と、ボランティアを募集したい団体のマッチングを行います。
- ・ 活動に関する相談などを受けます。



活動室

## 事務所機能

- ・ 事務用品や備品を管理するロッカーが利用できます。



作業室

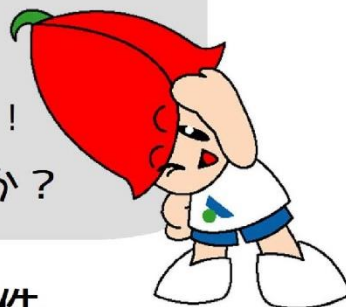


団体登録をすると市民活動センターの施設を無料で利用できます。また、市民活動を目的とした利用の際は交流センターの有料施設を減価価格で利用できます。(※1)

(※1) 市民活動ではない目的で利用する際は一般の料金でご利用ください。

- 既に公益的な市民活動を行っている  
または、これから市民活動をしてみたい！
- 多くの人にボランティアに来てほしい！
- 自分たちの活動を広くPRしたい！
- 他の活動団体と協力してイベントを行いたい！

安城市民活動センターに団体登録してみませんか？



## ■安城市民活動センター 団体登録要件

①～④のすべての要件を満たす必要があります

- ①公益を目的とする旨が規約、会則等に定められていること
- ②活動の拠点が市内にあること
- ③3人以上の団体で、そのうち1人は安城市内に住所を有すること
- ④宗教、政治、営利を目的とする団体ではないこと

手続き区分	提出書類
初めて登録するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体登録申請書（必要事項を記入）</li> <li>・ 団体規約、会則</li> <li>・ 団体構成員名簿</li> <li>・ 活動状況のわかる書類</li> </ul>
年度更新をするとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度の活動実績報告書…市民活動情報サイトへ入力</li> <li>・ 団体登録更新・変更届 …Googleフォームへ回答</li> <li>・ 団体情報の変更…市民活動情報サイトへ入力</li> <li>・ 団体登録証…センターにて年度印を押印、もしくは電子データ(PDF)をメールで送付</li> </ul>

これからやろうとする内容でもOKです！



## ■お問い合わせ先 安城市民活動センター

〒446-0065  
安城市大東町1-1-3 安城市民交流センター内

TEL : (0566) 71-0601  
FAX : (0566) 71-0668

E-mail : [info@wakuwakucenter.jp](mailto:info@wakuwakucenter.jp)  
URL : <http://wakuwakucenter.jp/>  
安城市民活動情報サイト「わくセンネット」QRコード



休館日：毎週月曜日（祝日を除く）  
年末年始（12月29日～1月3日）